

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 三浦 逸広	
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	令和3年8月	
業績指標	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度							
9 既存住宅流通の市場規模 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	4兆円	平成25年	-	-	-	4.5兆円	-	/	8兆円	令和7年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(8兆円(令和7年))から設定。 【APのKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定】			
10 既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI】	5%	平成26年度	-	-	-	12%	-	/	20%	令和7年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している既存住宅流通量に占める既存住宅売買瑕疵保険に加入した住宅の割合(20%(令和7年))から設定。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】			
11 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合	46%	平成25年度	-	-	-	53.6%	-	/	60%	令和2年度	分譲マンションは、共用部分を共同で管理することから、適正な維持管理には、長期間にわたる修繕計画とそれに基づく修繕費用の積立を行うことが必要であり、合理的で適正な管理等を示す指標として、住生活基本計画(H28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(70%(R7))をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。			
12 新築住宅における認定長期優良住宅の割合	11.5%	平成26年度	11.4%	11.2%	11.3%	11.5%	12.1%	/	16%	令和2年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している新築住宅における認定長期優良住宅の割合の目標値(20%(令和7年))を基に、現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定したものの。			
13 リフォームの市場規模	7兆円	平成25年	-	-	-	7兆円	-	/	12兆円	令和7年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(12兆円(令和7年))から設定。			
14 マンションの建替え等の件数(昭和50年からの累計)	約250件	平成26年度	263件	283件	305件	325件	集計中	/	388件	令和2年度	マンションの改修・建替え等による再生を促進する施策の効果を測定するための指標として、住生活基本計画(H28.3.18閣議決定)で設定している目標値(約500件(R7))をもとに現況値と令和7年度末までの目標値との差を按分し、令和2年度末までの数値を形式的に設定。			
達成手段 (開始年度)	R2年度 行政事業レビュー 事業番号	予算額計(執行額)			R2年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(R2年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
		29年度 (百万円)	30年度 (百万円)	元年度 (百万円)										
(1) 住宅金融支援機構 (平成19年度) 【再掲】	0003	25,310 (25,310)	25,132 (25,132)	26,954 (26,954)	28,704	民間金融機関による長期固定金利の住宅ローンの供給を支援する証券化支援事業を通じて、省エネルギー性等に優れた住宅の供給促進及び地方公共団体と連携して、子育て環境の整備促進等を行う。 ・証券化支援事業について、フラット35S(省エネ等)の当初5年間(長期優良住宅等特に性能が優れた住宅は当初10年間)0.25%の金利引下げ、平成29年4月より、フラット35子育て支援型(子育て支援に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政支援とあわせてフラット35の金利引下げ)当初5年間0.25%の金利引下げ及びフラット35の9割超融資の0.25%の金利引下げ(平成24年度以前申込分)。	1	-						
(2) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0005	80 (66)	69 (60)	64 (64)	95	事業の目的を達成するため、平成30年度は3つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査経費 ②老朽マンションの再生手法等に関する調査検討経費 ③長期優良住宅の制度普及・運用の適正化に関する調査検討経費	9,11,12, 13,14	調査本数 -						
(3) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0006	30 (28)	30 (28)	30 (30)	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望を実現するため、求められる環境性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制のあり方や運用方策等について具体的に検討を進める。	-	建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の調査件数 建築基準法集団規定に係る規制・制度改革事項の達成割合						
(4) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0007	128 (124)	126 (122)	123 (119)	147	各種検討や調査等(建築基準法の施行状況に係る基礎的なデータ収集のための調査、既設の昇降機等の改修状況調査や効果的な改修についての調査検討等)を実施する。	-	調査本数 住宅の利活用期間 ①減失住宅の平均築後年数 ②住宅の減失率						

(5)	民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0008	425 (425)	425 (428)	376 (376)	375	国が住宅・建築物に係る技術基準の整備、見直しをする上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。 ・補助率:定額補助(補助限度額は1事業者あたり、6千万円としている。ただし、実大試験等の大がかりな実験を必要とする調査事項については、外部有識者を含む本事業の評価委員会に諮り、その妥当性が了承されたもの限り、補助限度額を超えて補助金を交付することとしている。)	-	当該年度に実施した調査事項数  各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価した平均値
(6)	建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0009	300 (300)	450 (450)	453 (453)	500	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。 ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の耐震性等の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②防火構造等の品質確保のための体制の整備:大臣認定を取得した防火構造等について、試験体の製作・解体調査や、防火試験等による性能等の確認等 ③建築材料等に関するサンプル調査:大臣認定を取得した建築材料等について、生産現場への立入りによる検査・品質管理体制の確認や、性能確認試験等 ・補助率:定額補助 (H30から「建築材料等に関するサンプル調査」と事業が統合された。)	-	①本事業により耐震性の検証を行った物件数 ②本事業による防火構造等の性能の確認数 ③本事業による建築材料等の性能の確認数  ①耐震性の検証を行った物件数に対する法への不適合が確認された物件数の割合 ②防火関連の構造方法等のサンプル調査実施件数に対する必要な性能等を有しないことが確認された件数の割合 ③建築材料等のサンプル調査実施件数に対する必要な性能等を有していないことが確認された件数の割合
(7)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	0010	102 (92)	90 (80)	122 (110)	150	マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題解決に向けた管理組合の活動を後押しする取組を支援 ①マンションの新たな維持管理の適正化・再生促進 ②地方公共団体等によるマンションの管理適正化対策 ③老朽化マンションの建替え等の専門家による相談体制等の整備	11,14	交付団体数  -
(8)	住宅建築技術高度化・展開推進事業 (平成26年度)	-	1,461 (1,351)	1,387 (1,286)	- (-)	-	住宅・建築物の環境対策、長寿命化対策、安全対策等の行政上の諸課題に対応するため、民間事業者の知見・ノウハウを活用し、技術開発を推進するとともに、基準や制度の普及促進、産業の展開の取組(※)を総合的に推進する。(補助率:定額補助、1/2) ※産業の展開の取組については平成29年度まで	32	-  -
(9)	重層的住宅セーフティネット構築支援事業 (平成27年度)	0011	450 (397)	739 (650)	810 (728)	-	民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築を推進するため、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」(改正住宅セーフティネット法)が平成29年4月に公布、同年10月に施行されたことを踏まえ、居住支援協議会等による住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取組みや、改正住宅セーフティネット法に基づく新たな制度の周知・普及等に関する取組み等に要する費用に対し、定額補助を行う。 また、公営住宅に係るPPP/PFIの事業提案を行う民間事業者等による調査に要する費用等に対し、定額補助を行う。	2,4	居住支援協議会の活動支援を実施した居住支援協議会数 公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る支援を実施した地方公共団体数  令和2年度までに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数を17.5万户とする。 令和2年度までに居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合を80%に引き上げる。 公営住宅分野において、平成28から平成30年の期間内に、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化する。 最低居住面積水準未滿世帯の早期解消を目指す。
(10)	多世代交流型住宅ストック活用推進事業 (平成27年度)	0012	32 (32)	30 (30)	29 (29)	-	個人住宅等の所有者、地域内での住替え検討者、移住及び二地域居住の検討者、地域内で事業を実施しようとする利活用検討者を主たる対象として、総合的なワンストップの相談体制を整備するとともに、住宅の管理・利活用に関するモデル的な取組に対して、国がその実施に要する費用の一部を補助する。	9	総合相談窓口の設置件数 モデル的取組みに係る事業の実施件数 令和7年度に既存住宅流通の市場規模を8兆円まで引き上げる。
(11)	住宅ストック維持・向上促進事業 (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備分野】 【APのKPI関連】	0013	975 (722)	975 (817)	849 (645)	701	健全な中古住宅・リフォーム市場の発展を図るため、良質な住宅ストックが市場において適正に評価され、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備する取組に対し支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,10,13	-  -
(12)	定期報告制度の運用に関する調査事業 (平成28年度)	-	45 (45)	45 (45)	- (-)	-	定期報告の対象となっている建築物、昇降機等について、定期調査・検査現場への立入りにより調査・検査の実態を把握し、収集した事例の分析等により、同制度の改善点の整理を行う民間事業者等に対して補助を行う。 ・補助率:定額補助	-	立入り調査を実際に行った件数  講習の結果、修了審査等に合格し、調査員・検査員となった人数
(13)	地域に根ざした木造住宅施工技术体制整備事業 (平成29年度)	0014	465 (310)	344 (276)	434 (422)	-	急激な大工技能者の減少・高齢化に対し、地域における木造住宅施工技术体制を維持・整備し、地域の優良な住宅ストックを形成するため、民間事業者からなるグループが行う大工技能者育成のための研修活動を支援する。	12,13	採択事業件数 新築住宅における認定長期優良住宅の割合、リフォームの市場規模
(14)	建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業 (平成29年度)	0015	161 (199)	218 (441)	204 (202)	196	建築確認・審査手続きの円滑化や各種規制改革要望等に対応した制度見直し事項の円滑かつ確実な施行を図るとともに、設計者・審査側双方の体制整備・資質向上を推進するため、制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成することを目的とする。	-	補助金の交付件数  構造計算適合性判定を要する物件に係る申請を建築主事が受理した場合に確認済証を交付しなければならない受理日からの最大日数(70日)にくらべて短縮された、申請受付から確認済証交付までに要した実日数(事前相談期間を含む)の平均
(15)	住宅瑕疵等に係る情報インフラ整備事業 (平成30年度) 【APのKPI関連】	0017	- (74)	120 (74)	44 (42)	64	民間事業者等が個別に保有する住宅瑕疵等に係る情報について、適切な維持管理やインスペクション等の促進といった既存住宅の品質向上対策や取組の円滑化に活用するための一元的かつ横断的なデータベースやシステムを整備する取組等に支援を行う。 【APのKPIと同じ指標を測定指標の一つとして設定している】	9,13	-  -

(16)	空き家対策の担い手強化・連携モデル事業(平成30年度)	0018	-	300	339	350	空き家に関する多様な相談にワンストップで対応できる人材の育成、地方における法務、不動産、金融などの専門家等と連携した相談体制を構築する取組を支援する。また、空き家の発生抑制、除却、利活用等における高度なノウハウを要する事例について、具体のケーススタディとして蓄積する取組、全国の多様な取組事例について情報共有を行う取組等、共通課題の解決に向けた取組を支援する。これら取組の成果は公表し、全国の市区町村等への展開を図る。	7.8	人材育成と相談体制の整備を行う団体数 空き家の発生抑制など共通課題の解決に向けた取組を行う団体数 7年度までに全市区町村の概ね8割が空家等対策計画を策定する。
(17)	住宅建築技術国際展開支援事業(平成30年度)	0019	-	95	117	144	民間事業者等が新興国等からの要請に基づき実施する以下の事業に対して支援を行う。 ・新興国等への事業展開に関するフィージビリティスタディ(事業化調査)、新興国政府職員等を対象とする技術見学会・制度研修会・セミナー・ワークショップ・技術提案等の企画・開催(補助率:定額) ・新興国等における住宅建築制度構築に資する技術の提供、一般に対する技術情報の提供(補助率:1/2)	-	新興国等への事業展開に関する事業化調査、セミナー・技術提案等の企画・開催、技術・技術情報の提供の実施回数及び実施対象国数 対象とした新興国等から事業実施後の事業者に対し、我が国の住宅建築技術・制度等に関し、導入に向けた具体的な相談
(18)	住宅需要変動平準化対策事業(平成30年度)	0020	-	86	8,012	101	2019年10月の消費税率引上げに際し、一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能等を満たす住宅や家事負担軽減に資する住宅の新築やリフォームに対しポイントを付与する等の事業を行う者に対し、国がその費用を補助することにより、良質な住宅ストックの形成に資する住宅投資の喚起を通じて、税率引上げ前後の需要変動の平準化を図る。(補助率:定額)	13.32	-
(19)	住宅・建築生産性向上促進事業(令和元年度)	0021	-	-	717	713	①住宅生産技術イノベーション促進事業 住宅・建築分野における生産性向上に向けて、住宅・建築物の設計・施工・維持管理等に係る生産性向上に資する(1)新技術・サービスの開発・実証、(2)仕様・工法の標準化等の取組に対して支援を行う。(補助率:1/2) ②良質なストック形成、既存住宅流通・リフォーム市場の環境整備等に関する事業 基準や制度の普及促進に係る情報提供等の取り組みに対して支援を行う。(補助率:定額)	9.13	-
(20)	省エネ住宅・建築物の整備に向けた体制整備事業(令和元年度)	0022	-	-	781	611	①住宅生産事業者、所管行政等に対する制度の周知のための講習会等の実施に対する支援 ②中小工務店等の住宅生産事業者に対する設備・建材に係る設計方法、省エネに係る計算方法、施工方法等に関する講習会等の実施に対する支援 ③住宅取得者等に対する制度の周知に対する支援 ④設計方法や制度の手続きに関して相談等を受け付ける体制の整備に対する支援 等 (補助率:定額)	32	公募による民間事業者等の採択事業件数 ・令和7年度までに省エネ基準を充たす住宅ストックの割合を20%まで引き上げる ・令和2年度までに一定の新築建築物における省エネ基準達成率を100%にする
(21)	建築情報システム高度化促進事業(令和元年度)	0023	-	-	36	36	建築関係手続の一層の簡素化に向け、更なるオンライン化を推進するため、電子申請を行うことが可能なシステム整備に対する支援を行う。	-	補助金の交付件数 建築確認申請の電子化に対応している国土交通大臣指定・地方整備局長指定の確認検査機関の割合(62%)
(22)	共生社会実現に向けた住宅セーフティネット機能強化・推進事業(令和2年度)	新02-0001	-	-	-	1,050	以下の事業に対し、定額補助を行う。 ・住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、居住支援協議会・居住支援法人等による住宅確保要配慮者の入居円滑化の取組み等を支援する事業 ・公営住宅に係るPPP/PFI事業の普及を図るため、PPP/PFIに関するノウハウのあるコンサル等の実務者への助成を通じて、基本構想策定段階における必要な支援を実施する事業 ・改正入管法施行による外国人受入れ拡大等に対応し、民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の受入れ等に係る課題解決に向けた実態調査や全国研修会等を行う事業 ・セーフティネット住宅の計画的な維持管理による安定的な住宅セーフティネットの確保に向け、セーフティネット住宅における建物診断・長期修繕計画の策定とこれに基づく計画修繕の実施等を推進する事業	2.4	居住支援協議会の活動支援を実施した居住支援協議会数 公営住宅におけるPPP/PFI推進円滑化に係る支援を実施した地方公共団体数 民間賃貸住宅を活用した住宅確保要配慮者の受入れ等に係る全国研修会等の実施件数 セーフティネット住宅等における計画修繕の実施を推進するための講習会の開催件数 令和2年度までに住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数を17.5万戸とする。 令和2年度までに居住支援協議会に参画する市区町村及び自ら設立する市区町村の合計が全体に占める割合を80%に引き上げる。 公営住宅分野において、平成28から平成30年の期間内に、6件のコンセッション事業、収益型事業又は公的不動産利活用事業の具体化する。 最低居住面積水準未達世帯の早期解消を目指す。
(23)	BIMを活用した建築生産・維持管理プロセス円滑化モデル事業(令和2年度)	新02-0002	-	-	-	200	官民が一体となって建築分野でのBIMの推進を図る目的で設置した「建築BIM推進会議」(令和元年6月設置)における、BIMの標準ワークフローとその活用方策に関する議論の成果をとりまとめたガイドライン第1版(令和2年3月末策定)を、建築プロジェクトに試行的に活用し、定量的なメリットや具体的な課題、改善方策等の報告を行う事業に対し、その検証費用の支援を行う。	-	支援件数(本事業で支援する建築プロジェクト数) -
(24)	マンションストック長寿命化等モデル事業(令和2年度)	新02-0010	-	-	-	1,700	老朽化マンションの長寿命化等の課題解決を図る取組で、先導性が高く創意工夫を含む以下の事業を実施する団体等を支援する。 ①計画支援型 ②工事支援型 ・補助率・補助限度額 ①計画支援型 1事業当たり500万円まで ②工事支援型 補助対象費用の1/3	14	長寿命化等に関する事業の採択件数 -
施策の予算額・執行額			29,964	30,661	40,494	35,867	施策に係る内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)		
備考			(27,151)	(29,846)	(40,094)				